

○宇城市建設コンサルタント業務等の入札・契約に係る情報の公表要綱〔契約
管財課〕

平成17年1月15日
告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、建設コンサルタント業務等の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者資格等の公表)

第2条 競争入札参加者資格等の公表は、次に掲げる事項に従い行うものとする。

(1) 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

ウ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

(2) 公表の時期は、競争入札参加者資格等を定め、又は作成したときとする。

(3) 公表の方法は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

(4) 公表の期間は、当該事項が有効な期間とする。

(入札及び契約の内容等の公表)

第3条 入札及び契約の内容等の公表は、次に掲げる事項に従い行うものとする。

(1) 対象業務は、市が発注する建設コンサルタント業務等(建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領(昭和45年12月10日建設省厚第50号)第1の測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務等をいう。以下同じ。)のうち、一般競争入札又は指名競争入札に付したものとする。

(2) 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

イ 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

ウ 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称

エ 入札者の商号又は名称及び入札金額

オ 落札者の商号又は名称及び落札金額

カ 予定価格(宇城市契約事務取扱規則(平成17年宇城市規則第46号)第8条に規定する書面に記載された価格をいう。)

(3) 公表の時期は、次のとおりとする。

ア 前号アからオについては、落札者の決定後速やかに公表する。

イ 前号カについては、指名競争入札通知後速やかに公表する。

(4) 公表の方法は、次のとおりとする。

ア 第2号アについては、公告及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

イ 第2号イからカまでについては、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

(5) 公表の期間は、公告又は指名の通知をした日の属する年度及び翌年度とする。

附 則

この告示は、平成17年1月15日から施行する。

附 則（平成17年9月27日告示第255号）

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月5日告示第128号）

この告示は、平成27年1月5日から施行し、この告示による改正後の宇城市建設コンサルタント業務等の入札・契約に係る情報の公表要綱の規定は、同日以後公告される入札及び契約について適用する。

附 則（令和6年3月29日告示第36号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。